

す。委任状も不要です。

5 入札の回数

期間入札の入札回数は1回です。

ただし、必要と認めるときは再入札を行うことができます。

6 入札の無効

村上市財務規則第159条各号に掲げるもののほか、期間入札においては次のいずれかに該当する場合も無効となります。

- (1) 郵送方法が一般書留又は簡易書留のいずれかの方法でないもの
- (2) 公告等において内訳書の提出の求めがある場合において、内訳書が同封されていないもの
- (3) 入札書の金額と内訳書の金額が相違する入札
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札

7 開札

公告等で示す開札の日時及び場所において公開で行い、当該入札に関係のない職員が立ち会います。なお、入札者が開札に立ち会う場合は、名刺等入札参加者であることを確認できるものをご持参ください。

8 くじ引き

- (1) 落札となるべき2者以上の同額の入札があったときは、直ちに当該入札者にくじ引きに参加してもらい、落札（候補）者を決定します。ただし、代理人の方がくじ引きに参加するには委任状が必要となります。
- (2) 当該入札者が開札に立ち会っていない場合、又は委任状を所持しない代理人が立ち会いしている場合は、当該入札に関係のない職員がくじを引くこととなります。

9 入札結果の連絡

落札（候補）者を決定した場合、速やかに落札（候補）者に連絡するとともに、財政課ホームページで公表します。

10 再入札

- (1) 初度入札で、予定価格内の入札がない場合は、再入札を行う場合があります。
- (2) 再入札を行うこととなった場合は、再入札の対象者（辞退、無効及び最低制限価格未満で失格となった者を除いた者）に最低の入札価格及び入札書の提出期間を電話又はファックスにより連絡します。
- (3) 入札書には（再）と記入してください。

11 その他

- (1) 期間入札に掛かる費用は、入札結果にかかわらず、入札者の負担となります。
- (2) 入札書は、撤回、書換え又は引換えをすることはできません。

- (3) 入札の辞退は、入札書を提出した後においても、開札までの間は可能です。辞退届をご提出ください。
- (4) 入札書が提出期限まで財政課に届かない場合には、入札を辞退したものとみなします。
- (5) 期間入札による場合は、参加者が1者のみの入札も有効とします。
- (6) 郵便事故等により入札書が期限までに到達しなかったことに対し、異議を申し立てることはできません。

【問い合わせ】

〒958-8501 村上市三之町1番1号

村上市役所 財政課 契約検査室

TEL 0254-53-2111 (内線 3211)

FAX 0254-53-2570